

障害年金制度をご存じですか？

障害年金は、病気やけがにより生活や仕事などに支障がでるようになった場合に、現役世代の方も含めて生活保障として受け取ることができる重要な年金制度です。

障害年金の申請は、ご本人様やご家族様でもお手続きができますが、障害年金の申請手続きには関係法令や障害認定基準などを理解するだけでなく、診断書の取得や病歴・就労状況等申立書の作成など事務手続きに必要な書類の準備など、時間だけでなく労力もかなり必要とされます。もし書類などに不備などがあれば障害年金を受給できなくなる可能性があります。

ご本人様での請求で障害年金を受給するには、かなりハードルが高いということが言えますので、障害年金の専門知識を持つ当事務所に是非ご相談下さい。（**ご相談は無料にて承っております**）

障害年金のご相談をお受けした際には、ご依頼されたご本人様やご家族様の気持ちに寄り添い、誠心誠意ご対応させていただきます。

○障害年金の対象となる傷病

障害年金の受給対象となる病気やけがの種類は、特に定められていませんが、日常生活や就労に大きな影響をおよぼしている病気やけがに限られます。

※障害年金の対象となる障害は以下のようなものがあります。

- ・精神の障害：統合失調症、うつ病、認知障害、知的障害などの精神疾患
- ・精神以外の障害：肢体の障害、がん、心疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、指定難病などほとんどの病気やけがが障害年金の対象となりえます。

※「うつ病」「がん」「糖尿病」など『障害』という言葉をイメージしにくい病気も多く、病気に罹患されている方の中には障害年金の受給の可能性がある病気であることに気づいていない方も多くいらっしゃいますので、該当する可能性がある方は是非ご相談下さい。

○障害年金の受給要件

障害年金を受給するためには以下の①～③の3つの要件を全てクリアする必要があります。

①初診日要件（初診日を特定し初診日の証明を取得する必要があります）

初診日とは、障害の原因となった病気やけがにより初めて医師などの診察を受けた日をいいます。

- ・初診日に厚生年金保険の被保険者の場合⇒**障害厚生年金**を受給できます。
- ・初診日に国民年金の被保険者の場合⇒**障害基礎年金**を受給できます。

②保険料納付要件（初診日の前日においてA又はBの保険料納付要件を満たす必要があります）

- A. 初診日がある月の2ヶ月前までの被保険者期間（国民年金・厚生年金保険）で、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。
- B. 初診日がある月の2ヶ月前までの直近1年間に保険料未納期間がないこと。（初診日に65歳未満）

③障害状態の要件

障害の状態が、障害認定日（障害の状態を定める日のことで、初診日から1年6ヶ月を過ぎた日、または1年6ヶ月以内にその病気が治った場合はその日）に**障害等級表**に該当している必要があります。

- ・初診日に厚生年金保険の被保険者の場合⇒障害厚生年金（障害等級表の**1級から3級**に該当）
- ・初診日に国民年金の被保険者の場合⇒障害基礎年金（障害等級表の**1級または2級**に該当）

○障害年金の請求方法（障害年金の基本となる請求方法をご紹介します）

①障害認定日請求

障害認定日から1ヶ月以内に請求する方法です。

障害認定日の障害状態が認められれば、障害認定日の翌月分から年金が支給されます。

②遡及請求

障害認定日から1年以上経過している時に請求する方法です。
障害認定日における障害状態が認められれば、障害認定日の翌月分から遡って支給されます。
但し、年金には時効がありますので、遡ることができるのは障害認定日から5年が限度となります。

③事後重症請求（65歳の誕生日の2日前までに請求する必要があります）

障害認定日の障害状態が障害等級に該当せずに軽かったが、その後障害が重くなり障害等級1級・2級に該当したときに請求する方法です。
請求する時点で障害が認められれば、請求した月の翌月分から年金が支給されます。

○障害年金の請求を行える期限

障害年金を請求できるのは、**原則として65歳の誕生日の2日前まで**です。

○障害年金請求までの一般的な流れ

- ①ご依頼の方（またはそのご家族）との面談・ヒアリングの実施
- ↓
- ②年金記録の確認
（初診日の前日における保険料納付要件を年金事務所にて確認します）
- ↓
- ③受診状況等証明書の取得
（初診日に受診した病院と現在受診している病院が違う場合に証明書を取得する必要があります）
- ↓
- ④診断書の取得（障害認定日以前3ヶ月以内・請求日以前3ヶ月以内のもの）
（障害年金を受給することができる障害の状態にあるか否かを判断する最も重要な書類です）
- ↓
- ⑤病歴・就労状況等申立書の作成
（最初に病院にかかった経緯から現在に至るまでの流れを途切れずに記載する必要があります）
- ↓
- ⑥戸籍・住民票など裁定請求に必要な添付書類を揃える
- ↓
- ⑦障害年金の裁定請求書を年金事務所などに提出します

○障害年金に関するご相談について（障害年金の申請（請求）をご検討されている皆様へ）

年金受給の可能性を判断する為、ご相談時に下記の書類をご準備いただきますようお願いいたします。

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ねんきん定期便
- ・お薬手帳（初診日の病院から現在まで）
- ・病院における検査結果通知書（初診日の病院時の検査データや最近の検査データなど）
- ・病歴をまとめたメモ（初診日の病院から現在の病院に至るまで）
- ・初診日から現在にいたるまでの病院名、主治医名、通院・入院期間など

当事務所では、ご相談時にご準備いただいた上記資料をもとに、傷病またはけがが原因で就労・日常生活にどのような影響（支障）がでているかなど、綿密なヒアリングを行い年金受給の可能性が少しでもあると判断できましたら、障害年金のご請求（申請）を行う方向でお話をさせていただきます。

えがしら社会保険労務士事務所

代表 社会保険労務士 江頭 裕和

〒811-0212 福岡市東区美和台7-17-12

TEL : 092-606-5965

E-mail : jiangtouy@gmail.com

URL : <https://sr-egashira.com/>

